

20章 障がい者の権利擁護の充実

(1) 障害者虐待防止法 身 知 精 難

内容	<p>虐待は障がい者の尊厳を傷つける許されない行為です。また障がい者の自立や社会参加をすすめるためにも虐待を防止することが非常に重要です。こうしたことから「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行されました。この法律に基づき、大阪府と各市町村に窓口が設けられ、養護者（※）からの虐待や障がい福祉施設等、雇用先での虐待への相談・対応などを行っています。</p> <p>※障がい者の介護、世話をする家族、親族、同居人など</p> <p><こんな行為が虐待です> ~虐待をしている側、障がい者本人の自覚は問いません~</p> <table border="1" data-bbox="203 691 965 1050"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体的虐待</td> <td>身体に外傷が生じるおそれのある暴力、正当な理由のない拘束</td> </tr> <tr> <td>性的虐待</td> <td>わいせつな行為をすること、させること</td> </tr> <tr> <td>心理的虐待</td> <td>著しい暴言や拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動</td> </tr> <tr> <td>介護・世話の放棄・放任</td> <td>衰弱させるような減食、長時間の放置など養護を著しく怠ること</td> </tr> <tr> <td>経済的虐待</td> <td>不当な財産の処分、不当に障がい者から財産上の利益を得ること</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	身体的虐待	身体に外傷が生じるおそれのある暴力、正当な理由のない拘束	性的虐待	わいせつな行為をすること、させること	心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動	介護・世話の放棄・放任	衰弱させるような減食、長時間の放置など養護を著しく怠ること	経済的虐待	不当な財産の処分、不当に障がい者から財産上の利益を得ること
区分	内容												
身体的虐待	身体に外傷が生じるおそれのある暴力、正当な理由のない拘束												
性的虐待	わいせつな行為をすること、させること												
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動												
介護・世話の放棄・放任	衰弱させるような減食、長時間の放置など養護を著しく怠ること												
経済的虐待	不当な財産の処分、不当に障がい者から財産上の利益を得ること												
窓口	<p>◇虐待を見かけたら通報をお願いします。</p> <p>●相談・対応の窓口（資料編5ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【養護者からの虐待、障がい者福祉施設等での虐待】 各市町村障がい者虐待防止センター ・【障がい者の雇用先での虐待】 各市町村障がい者虐待防止センターもしくは 大阪府障がい者権利擁護センター (電話・FAX) 06-6944-6615 https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaiboushou1.html 												

(2) 障害者差別解消法 身 知 精 難

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月に施行されました。この法律は、障がい者を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生社会の実現をめざすことを目的としています。

<障がいを理由とする差別とは？>

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

○ 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害すること。

○ 合理的配慮の不提供

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

※ 意思の表明には、知的障がいや精神障がい等により障がい者本人の意思の表明が困難な場合に、障がい者の家族等コミュニケーションを支援する人が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

※ 社会的障壁とは、障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で支障となることから指します。社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）だけでなく、慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化等）や観念（障がい者への偏見等）も含まれます。

<大阪府障がい者差別解消条例>

障害者差別解消法の施行を受け、障害者差別解消法第14条の相談、紛争の防止又は解決のための体制整備並びに第15条の啓発活動の実施に関する必要な事項等を定めた条例を策定しました。また、令和3年4月の一部改正により、障害者差別解消法では努力義務とされている事業者による合理的配慮の提供を法的義務としました。

内容

	障害者差別解消法		大阪府障がい者差別解消条例
	行政機関等	事業者	行政機関等・事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)	努力義務 (行うよう努めなければなりません)	法的義務 (しなければなりません)

※ 行政機関には、都道府県や市町村だけでなく、公立学校等も含まれます。ただし、公立病院など公営企業型の地方独立行政法人等は、事業者に含まれます。

※ 事業者には、個人事業者、社会福祉法人や特定非営利活動法人といった非営利事業者も含まれます。

《参考：改正障害者差別解消法（令和3年6月4日公布）》
改正法ではこれまで努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が法的義務とされました。なお、改正法は政令により、令和6年4月1日から施行されます。

〈大阪府障がい者差別解消ガイドライン〉
障がいを理由とする差別について府民の皆様のご関心と理解を深めるため、障害者差別解消法に基づき、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載したガイドラインです。

〈大阪府職員対応規程及び要綱〉
障害者差別解消法第10条の規定に基づき、障がいを理由とする差別の解消に関する事項について、職員が適切に対応するための要領として「大阪府障害を理由とする差別の解消に関する対応規程」及び「同要綱」を策定しました。

大阪府のホームページでは、障がいを理由とする差別の解消に向けた府の取り組みについて紹介しています。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

窓口

●事業者による障がいを理由とする差別に関する相談窓口
各市町村に相談窓口があります。また、大阪府に配置した広域支援相談員への相談も可能です。
https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_soudan.html
電話及びFAXは資料編8ページ
広域支援相談員へのメールでのご連絡は sabetsu-soudan@gbox.pref.o

saka.lg.jp まで
 ※行政機関による障がいや理由とする差別に関する相談については、当該行政機関にご相談ください。

(3) 成年後見制度

<成年後見制度とは>
 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（以下「本人」といいます。）を法律的に保護し、支えるための制度です。
 例えば、預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うために援助する人が必要になってきます。
 このように、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者（「成年後見人」等）を選び（この手続を「審判」といいます。）、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

<成年後見制度の種類>
 成年後見制度には、本人の判断能力の状態によって、三つの区分があります。なお、必要に応じて、援助者として複数の人や法人（団体）が選任されることもあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人	それぞれの監督人が選任されることがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	

利用方法
 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。
 申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見等監督人、市町村長^(※)、検察官です。
 (※) 身寄りがいないなど、申立てを行う人がいない場合で、福祉上の援助が必要な方については、本人のお住まいの市町村の長が申し立てることができます。

窓口
 ◇家庭裁判所
 ・大阪家庭裁判所 TEL：06-6943-5872
 (管轄区域) 大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町

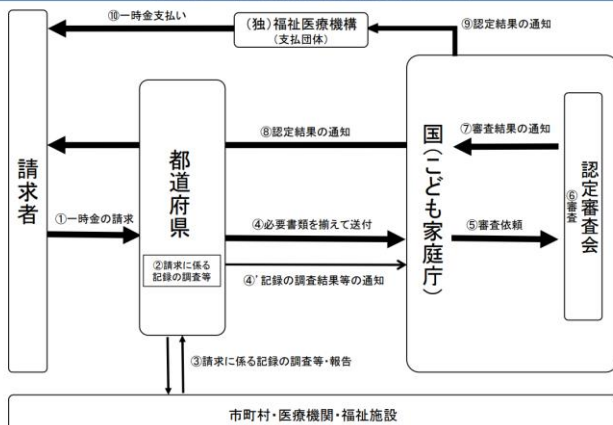
	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪家庭裁判所堺支部 TEL：072-223-8949 (管轄区域) 堺市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 ・大阪家庭裁判所岸和田支部 TEL：072-441-6804 (管轄区域) 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 <p>【裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/】</p> <p>◇法制度情報や適切な窓口の案内など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本司法支援センター（法テラス） TEL：0570-078374 <small>おなやみなし</small> https://www.houterasu.or.jp/ <p>◇成年後見制度の市町村長申立てについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人のお住まいの市町村の高齢者福祉・障がい者福祉の担当窓口など
--	--

(4) 旧優生保護法一時金支給法 身 知 精 難

内容	<p>「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（旧優生保護法一時金支給法）」が平成31年4月24日に施行されました。この法律は、旧優生保護法の下、優生手術等を受けた方に対し、一時金を支給するものです。</p> <p><旧優生保護法とは？></p> <p>昭和23年に成立した法律であり、遺伝性疾患を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について定めていました。この法律に基づき、多くの方が、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に、平成8年に優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられていました。</p> <p><旧優生保護法一時金について></p> <p>※令和6年2月1日時点の情報です。詳しくは下記「窓口」に記載のURLよりご確認ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">対象者</td> <td> <p>以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象になります。</p> <p>① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方 (母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く)</p> <p>② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または</p> </td> </tr> </table>	対象者	<p>以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象になります。</p> <p>① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方 (母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く)</p> <p>② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または</p>
対象者	<p>以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象になります。</p> <p>① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方 (母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く)</p> <p>② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または</p>		

	放射線の照射を受けた方 (母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術を受けた方は除く)
支給金額	320万円(一律)
請求手続	<p>○請求期限は平成31年4月24日から5年以内</p> <p>○大阪府地域保健課(下記窓口)に提出(郵送可)</p> <p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書【様式1】 ・住民票の写し(請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類)※発行から3か月以内のもの ・優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書【様式2】(特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。)※心理的ストレスが大きいなどの場合は、添付の省略も可能ですので下記窓口にご相談下さい。 ・上記診断書作成に要した費用の領収書【様式3】など※一時金の支給が認定された場合、診断書作成費用も支給されます ・一時金の振込を希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)※原則、請求者本人のものに限る ・その他請求に係る事実を証明する資料(例:障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など) <p>※各種様式については、次ページのURLからダウンロードすることが可能です。</p>
<p>※ 一時金受給権の認定は、請求に基づいて、内閣総理大臣が行います。</p> <p>※ 都道府県知事・内閣総理大臣は認定に必要な調査を行います。</p>	

[参考]一時金支給手続の流れ(イメージ)



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けた場合、現在居住している都道府県以外で手術を受けた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(こども家庭庁)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
 ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当できることを確認できる場合は、⑤～⑦は省略。

窓口

各種様式のダウンロード、相談窓口は以下のとおりです。

●大阪府「旧優生保護法に関する取り組みについて」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/kyuyuseihogohou/index.html>

●こども家庭庁「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」

https://www.mhlw.go.jp/kyuuyuseiichijikin_tokusetsu/index.html

●大阪府旧優生保護法一時金受付・相談窓口

所在地：〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22

大阪府庁本館6階 健康医療部10世或保健課内

電話番号：06-6944-8196 (専用電話)

FAX番号：06-6910-6610 (専用FAX)

メールでのご連絡は ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp まで